

令和7年度第4回 流山市環境審議会 議事要旨

日 時： 令和8年1月27日（火）13時30分～16時00分

場 所： 流山市役所第1庁舎3階 庁議室

出席委員：

新保國弘委員（会長）、金森有子委員（副会長）、朽津和幸委員、小倉冴子委員、井上菊夫委員、和田登志子委員、大河原彰委員、今井泰彦委員、石田裕佳委員、佐藤秀樹委員

事務局：

伊原環境部長

（環境政策課）高松環境政策課長、安達環境政策課長補佐、枝松環境政策課長補佐、花澤環境政策係長、川上主任主事、中田主事、小松主事、樋口会計年度任用職員

傍聴者：0名

議 題：

- （ア）会長・副会長の選出について
- （イ）路上喫煙防止重点区域の変更について（諮問）
- （ウ）その他

資 料：

資料1：「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」に基づく路上喫煙防止重点区域の変更について（概要）

事務局	<p>定刻となったため、令和7年度「第4回流山市環境審議会」を開会する。</p> <p>はじめに、「流山市環境審議会の委員の委嘱状交付式」を開催する。</p> <p>～委嘱交付式～</p> <p>以上をもって、「流山市環境審議会の委員の委嘱状交付式」を終了する。なお、ここで市長は公務の都合により退席させていただく。</p> <p>時間の都合上、恐縮ではあるが各委員の皆様について、名前のみ紹介させていただく。</p> <p>～各委員紹介～</p> <p>本日の出席委員は10名（うち1名はオンラインでの参加）である。流山市附属機関に関する条例により、定足数に達しているため、会議が成立していることを御報告申し上げます。</p> <p>議事進行は、「流山市附属機関に関する条例」により会長が行うこととされているが、会長及び副会長が決定していない。</p> <p>会長及び副会長が決定するまで、環境部長の伊原が仮議長として議事進行を務めさせていただく。</p>
伊原部長	<p>会長及び副会長が決定するまで、仮議長を務めさせていただく。議題（ア）会長・副会長の選出についてだが、「流山市附属</p>

	機関に関する条例」第3条により、「委員の互選によって定める」としている。会長及び副会長について、ご意見をお願いしたい。
今井委員	会長には新保委員、副会長には金森委員を推薦するがいかがか。
事務局	今井委員から会長に新保委員、副会長に金森委員を推薦する意見が出たが、いかがか。
	～異議なしの声～
伊原部長	異議なしとのことなので、会長を新保委員、副会長を金森委員に決定したい。 会長及び副会長が決定したため、議長を新保会長に交代する。
事務局	新保会長より一言挨拶をいただきたい。
新保会長	会長に就任した新保です。午前中、文化会館にて行われたゆうゆう大学の卒業式に参加した。二年間様々なことをご審議いただきたい。
事務局	金森副会長より一言挨拶をいただきたい。
金森委員	副会長に就任した金森です。環境審議会では、学識経験を有する者の枠で参加している。発展著しい流山で、いかに環境を守るかを考えている。二年間よろしくお願いしたい。
事務局	各委員からも一言挨拶をいただきたい。 ～各委員挨拶～ 職員の紹介を行いたい。 ～職員挨拶～ それでは議事進行について、新保会長にお願いしたい。
新保会長	議題「(ア) 会長・副会長の選出について」については終了したため、「議題(イ) 路上喫煙防止重点区域の変更について(諮問)」について、事務局から説明を求める。
事務局	「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」に基づく路上喫煙防止重点区域の変更について、人流等の環境変化について対応するため、初石駅、及び運河駅周辺の重点区域を拡張することについて、意見を求めたい。本来市長の井崎から諮問すべきところではあるが、退席しているため、環境部長の伊原から諮問させていただく。 ～諮問文読み上げ～ それでは具体的な説明を担当者の方からさせていただく。 ～担当者説明～ 説明は以上である。
新保会長	事務局より説明があったが、何か意見はあるか。
和田委員	市民の意見を取り入れたものでもあり、全面的に賛成である。 一点、重点区域に関する資料によっては運河駅の地図の方位が定まっていないものもあったため、北側が上で統一願いたい。

事務局	統一する。
今井委員	2点確認したい。運河駅の重点区域について、範囲指定されておらず、東口のみであり、西口については必要ないのかという点。 また、パトロールについて、どれほど実効性があったのか確認できるデータがあれば提供願いたい。
事務局	1点目について、重点区域内であっても、私有地では過料を徴収することができない。運河駅西口についてはタクシー乗り場周辺が東武鉄道の私有地となっているため、仮に重点区域に設定したとしても実効性が担保できなくなってしまう。そのため、東口周辺の道路のみが対象となっているところである。2点目について、令和6年度は、過料を徴収した件数が114件となっており、人が多い南流山、おたかの森駅について件数が多くなっている。令和5年度も件数的には近いものとなっている。
大河原委員	質問と要望が1点ずつある。まず質問として、本条例は市内全域が対象であり、重点区域の中と外との違いは過料を徴収するかしないかということなのか。
事務局	重点区域については、路上喫煙防止の観点から設定されており、範囲内では路上喫煙を確認できれば、ただちに過料を徴収できる。 区域外については、歩行喫煙については市内全域で禁止とされているが、歩行喫煙を行っているところに遭遇したとしても、ただちに過料を徴収することはできず、まずは指導等を行うこととなる。
大河原委員	要望である。自宅がおたかの森近くにあり、掃除を行ったときに吸い殻が気になる。歩行喫煙やごみについて、重点区域外についても周知すべきではないか。
事務局	先ほどの説明に補足させていただく。歩行喫煙は市内全域について禁止となっており、その中で人が集まる区域に関して、喫煙自体を禁止にしているのが重点区域であり、重点区域内では、喫煙しているところを確認できた場合、過料を徴収している。周知については、広報ながれやまでの周知や、まちをきれいに志隊というクリーンボランティアがあり、引き続きゴミの問題については、周知も含めて行っていければと思っている。
和田委員	重点区域を外れたところで歩行喫煙やポイ捨てが多い。市内全域が禁止である旨について、市内全域で表示することは可能か。
事務局	全域に設置することは難しいが、ポイ捨て・歩行喫煙が禁止である旨を表示した看板の配布や、市が設置できる場所であれば、要望があった場所への設置を行っている。
朽津委員	重点区域の周知について、東武鉄道と協議は行っているのか。

事務局	東武鉄道とは協議していないが、つくばエクスプレスには、構内放送で協力していただいている。今後、東武鉄道と協議は行えると思う。
朽津委員	駅構内に表示することが一番実効性あると考える。ぜひ相談していただきたい。また、6つの重点区域について、他の駅では駅周辺が指定されている中、運河駅のみ西口が重点区域に入っていないことについて違和感がある。過料をとれない場所であるが、重点区域に入れることについて、東武鉄道と協議願いたい。
事務局	周知についての相談は可能である。
朽津委員	過料をとれない場所ではあるが、重点区域にすることはいかがか。
事務局	過料をとれないことをわかった上で重点区域にすることは考えていない。
朽津委員	他の駅について、かなり広い範囲を指定しており、民地が含まれている。民地について、過料がとれないということは同様か。
事務局	同様である。
朽津委員	それならば、運河駅西口にある流山街道は過料が取れる場所である。そこまで広く指定することで他重点区域と整合性がとれるのではないか。
事務局	指定当時の状況については不明だが、重点区域は広さで決めているわけではない。流山街道については現時点では路上喫煙の苦情はないため、他の駅に合わせ、周辺を指定することは考えていない。
朽津委員	重点区域の周知の観点からも、西口を含む運河駅周辺の指定を検討してはいかがか。
事務局	検討は可能である。
和田委員	重点区域について、初石駅は範囲で指定されており、運河駅は道で指定されている。民地では過料がとれないということだが、誤解を招く指定をしないよう、一貫性を考えて検討すべきではないか。
事務局	運河駅については、範囲指定すると特定の家のみが使うような道路も含めて重点区域としてしまうため、道路を特定して指定する形となっている。範囲指定するかについては、個別の事情も考慮し、慎重に検討する。
和田委員	範囲指定している場所、していない場所について、理由を明示すれば疑問に思う市民が少なくなるのでは
事務局	わかりやすい表示を心掛けたい。
大河原委員	本条例を読むと、動物の糞尿についても触れられている。特に尿の放置が多い。尿の放置についても取り組んでいただきたい。
事務局	看板の配布やイエローカード作戦、動物愛護セミナーでの啓発活動等を行っている。引き続き啓発活動を行っていく。

小倉委員	重点区域内の路上喫煙について、過料の徴収はどのように行っているのか。また、市民がそういった場面を見かけた場合、注意してもよいのか。
事務局	市の職員である路上喫煙等指導員が重点区域のパトロールを定期的に行っている。路上喫煙等指導員がタバコを吸っている場面を見つけた場合は、その場で過料2000円を徴収している。注意については、行って頂いても問題ない行為ではあるが、トラブル等防止のため、まずは市へ連絡していただきたい。
小倉委員	動物の糞尿についても重点区域内が禁止区域なのか。
事務局	重点区域は路上喫煙防止についての区域であり、動物の糞尿については市内全域が禁止区域である。
小倉委員	過料はないのか。
事務局	過料の対象ではあるが、徴収するまでのハードルが高い。
和田委員	ポイ捨てをしている方に声かけをしたところ、それ以降改善された事例がある。そういったポジティブな事例も広報した方がいいのではないか。 また、市外から転入してきた方については、リーフレット等で案内した方がよいのでは。
大河原委員	転入してきた市民に対してだけでなく、通りがかりの市外の方に対しても広報が必要ではないか。
事務局	過料を徴収した方の住所について、8割が市外の方だった統計もある。現在、南流山駅前において、その旨が記載された看板をとりつけ、周知しているところである。SNS等での広報も検討していきたい。
井上委員	重点区域の拡大については賛成である。看板をつけていてもポイ捨てされる事例もあり、どう減らすかについては難しいとは思われるが、マナー意識の低い方に対してのPRについてぜひ考えていただきたい。
事務局	市民の方のご協力をいただきながら、やれることについては行っていきたい。
佐藤委員	3点ほど質問がある。重点区域の拡大によって、タバコを吸う方が押しのけられている部分がある。喫煙所について、重点区域に設置する等を行っているのか。2点目に、パトロールについて、重点区域が拡大しても対応可能かどうか。3点目に、重点区域を新たに設置した場合のコストについてお伺いしたい。

事務局	<p>1点目について、以前は重点区域に指定喫煙所を設けていたが、喫煙所と通路の区切りとしては、植栽等での区切りとなっており、受動喫煙に関する苦情が多発していた。そういった事情もあり、喫煙所については順次撤去せざるを得ず、令和4年11月の南流山駅指定喫煙所の撤去をもって、市が設置した指定喫煙所はなくなったところである。仮に煙が漏れないコンテナ型の喫煙所を設置する場合、1000万円以上の設置コストがかかる他、ランニングコストもかかってくる。そのため、新たに喫煙所をつくるという方針が難しく、喫煙所に頼らない方策を検討している。</p> <p>2点目について、常に重点区域全域をパトロールすることは難しいため、対応できる範囲で行っているところである。</p> <p>3点目について、看板等は張れば張るほどいいというものではないため、バランスを考え設置しているところである。例えば看板については、1枚につき2万円ほどコストがかかるところである。</p>
新保会長	様々なご意見や提案が出たところであるが、他に意見はあるか。
新保会長	それでは議題の（イ）路上喫煙防止重点区域の変更については、以上で終了となる。事務局に交代したい。
事務局	今の内容を踏まえ、答申案を作らせていただこうと思う。答申案について、作成後、またご意見をいただければと考える。
新保会長	議題ウ その他について事務局から説明いただきたい
事務局	<p>順番が前後したが、第3回環境審議会までに審議されていたものの状況も含め、環境審議会についての説明をさせていただく。</p> <p>～環境審議会についての説明～</p>
新保会長	今の事務局からの説明について、何か質問はあるか。
新保会長	特段ないようなので、事務局に交代する。
事務局	<p>皆様のご意見を踏まえ、答申案を作成させていただきました。こちらについてご意見いただきたい。</p> <p>～答申案読み上げ～</p>
新保会長	これについて何か意見はあるか。
井上委員	2行目、3行目と「り」が続く形となっているため、修正願いたい。
事務局	対応する。
今井委員	下から3行目にある「重点区域の変更」について、委員からの意見では拡大というニュアンスがあった。
事務局	対応する。
新保会長	今の意見を参考として、事務方の方で調整願いたい

事務局	答申については会長と調整し、皆様にも共有したい。 4月には周知し、7月には過料をとれるようすすめていく。 次回の環境審議会は5月下旬を考えている。 以上をもって、第4回流山市環境審議会を終了する。
-----	---